平成２４年（フ）第６１号
京都府南丹市日吉町四ツ谷五反田７番地４
債務者　割烹こいさんこと　小川　徳治
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
京都府南丹市日吉町四ツ谷五反田７番地４
債務者　小川　　榮
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
京都府南丹市園部町新町115番地２
債務者　木戸　恵里
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
鳥取県八頭郡智頭町大字福原332番地
債務者　藤原喜久代
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９７号
鳥取県米子市奥谷945番地　コーポクラルテ201号
債務者　安藤ひとみ
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１０９７号
広島市安佐南区大町西１丁目11番21―302号
債務者　若代　榮子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１２号
広島県大竹市本町１丁目３番10号
債務者　山上佳奈枝
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５５号
広島市西区己斐上２丁目15番23―201号
債務者　新倉　義樹
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７号
広島市中区十日市町１丁目１番26―202号
債務者　中島　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９４号
山口県下関市清末中町２丁目４番27号、前住所愛媛県西条市神拝乙127番地23
債務者　鼻野　麻美
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
山口県下関市上田中町８丁目18番Ｒ22―302号　市営白雲台住宅
債務者　松永　範子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２号
愛媛県今治市北日吉町１丁目11番10号　ライオンズマンション806号、旧住所愛媛県今治市関前岡村甲891番地５
債務者　長野　清弘
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第４号
愛媛県今治市別宮町９丁目２番15号　井出ハイツ103号、前住所愛媛県今治市石井町２丁目７番54号、前々住所愛媛県今治市石井町１丁目７番12号
債務者　村上　直樹
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１６０号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈430番地11
債務者　上津原崇喜
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１６５号
福岡県嘉麻市上山田407番地２　山田新大橋団地131号
債務者　井上　弘美
1　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第６２７号
岡山県倉敷市児島稗田町１番地８、旧住所岡山県倉敷市児島味野３丁目３番58号　第３コーポコタニ105
債務者　田中　義春
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８０号
岡山県備前市日生町寒河2330番地
債務者　濱山　祐輔
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部